

非課税世帯支援金申請書兼請求書

(あて先) 那珂川市長

那珂川市住民税非課税世帯
特別支援金コールセンター
☎050-8887-7669

① 私(世帯主)

世帯主氏名
(署名)

は、

裏面記載の **誓約・同意事項** に同意の上、**非課税世帯支援金**を申請します。

世帯主氏名	申請日	令和7年 月 日
フリガナ	電話番号	- -
現住所	生年月日	
〒	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	

② 令和6年12月13日時点の世帯状況確認

	氏名	生年月日	世帯主との続柄	令和6年度住民税課税状況
1	フリガナ	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	本人 (世帯主)	☐ 非課税 ☐ 課税(所得割) ☐ 未申告 ☐ 課税(均等割のみ)
2	フリガナ	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		☐ 非課税 ☐ 課税(所得割) ☐ 未申告 ☐ 課税(均等割のみ)
3	フリガナ	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		☐ 非課税 ☐ 課税(所得割) ☐ 未申告 ☐ 課税(均等割のみ)
4	フリガナ	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		☐ 非課税 ☐ 課税(所得割) ☐ 未申告 ☐ 課税(均等割のみ)
5	フリガナ	明治・大正・昭和・平成・令和 年 月 日		☐ 非課税 ☐ 課税(所得割) ☐ 未申告 ☐ 課税(均等割のみ)

※令和6年1月2日以降に那珂川市外より転入されてきた方は、転入元の市区町村が発行する課税証明書又は非課税証明書が必要な場合があります。
詳しくは、那珂川市住民税非課税世帯特別支援金コールセンター(☎050-8887-7669)までお問い合わせください。

③ 給付金の振込口座(原則、世帯主名義の口座)

いずれか1つにご記入ください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい。
1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信託 7.信漁連 4.信連	本・支店 本・支所 出張所	1普通 2当座		
金融機関コード	支店コード			

ゆうちょ銀行	通帳記号 6桁目がある場合は ※欄にご記入下さい	通帳番号 (右詰めでご記入下さい)	口座名義(カナ) ※通帳の表記に合わせて下さい。
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入下さい。	1 ※		

※金融機関で口座が作れない等、どうしても口座による受け取りが出来ない方は、那珂川市住民税非課税世帯特別支援金コールセンター(☎050-8887-7669)までお問い合わせください。

④ 代理申請(受給)を行う場合(**代理人が申請(受給)する場合に限り**、ご記入ください。)

私(世帯主)

世帯主氏名
(署名)

は、

下記の者を代理人と認め、本支援金の申請・請求・受給を委任します。

代理人氏名	代理人生年月日	代理人住所
フリガナ	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	〒 (連絡先電話番号 - -)

※代理申請(受給)を行う場合は、本申請書とは別に委任状(任意の書式)の提出が必要です。

誓約・同意事項

- 令和6年度那珂川市住民税非課税世帯等支援金（以下「非課税世帯支援金」という。）の支給要件（ア～エ※）に該当します。
- ※ 非課税世帯支援金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。
 - ア 世帯の全員が、令和6年度住民税均等割非課税である。
 - イ 世帯員全員が、令和6年度個人住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない。（注）住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認して下さい。
 - ウ 世帯の中に、個人住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいない。
 - エ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない。
- 既に市または他自治体により、令和6年度実施の物価高騰による低所得世帯等への支援である個人住民税均等割が非課税である世帯対象の給付金として3万円の支給を受けた世帯ではありません。
- 非課税世帯支援金の支給要件の該当性等を審査するため、市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- この申請書は、市において支給決定をした後は、非課税世帯支援金の請求書として取り扱います。
- 市が支給決定をした後、申請書（請求書）の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市が定める期限までに、市が申請・請求者に連絡・確認できない場合は、非課税世帯支援金が支給されないことに同意します。
- 本支援金の支給後、申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や、支給要件に該当しないことが判明した場合には、本支援金を返還します。

提出書類について

必須 ①世帯主の本人確認書類のコピー

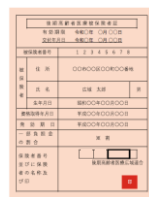
返信用封筒に、運転免許証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、介護保険証、パスポート、在留カード等のコピーをいずれか1つ同封してください。

※代理人が申請する場合、世帯主と代理人の本人確認書類のコピーが必要です。

※法定代理の場合は、代理関係が確認できる書類のコピー（発行から3か月以内）が必要です。



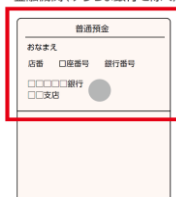
（表面）



必須 ②振込口座が確認できる書類のコピー

金融機関名・口座番号・口座名義人（カナ）が分かる通帳のコピー（通帳の表紙をめくったページ等）、またはキャッシュカードのコピーを同封してください。

金融機関（ゆうちょ銀行を除く）



ゆうちょ銀行



必要な方のみ ③「令和6年度課税状況を証明するための書類」の写し

※世帯員のうち令和6年1月1日時点の住所が那珂川市でない方（全員分）
⇒令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する「令和6年度課税状況を証明するための書類」の写し（課税証明書又は非課税証明書）を同封してください。

